

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 元吉 俊博

1 日 時

令和2年12月7日（月） 午後1時30分から
午後3時28分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、清田哲也、志村学、木付親次、馬場林、平岩純子、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

尾島保彦

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 竹迫宜哉 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第127号議案及び第128号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第116号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、第122号議案については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 県教育委員会の障がい者雇用について、令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について及び県立学校自転車通学生のヘルメット着用についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 政策条例の効果等の検証等を行った。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 吉野美穂
政策調査課政策法務班 主査 中川悠

文教警察委員会次第

日時：令和2年12月7日（月）13：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13：30～15：00

(1) 合議議案件の審査

第116号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第122号議案 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について

(2) 付託案件の審査

第127号議案 工事請負契約の締結について

第128号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

(3) 諸般の報告

①県教育委員会の障がい者雇用について

②令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

③県立学校自転車通学生のヘルメット着用について

④高等特別支援学校の開校に向けた準備状況について

⑤政策条例の効果等の検証等について

ア 大分県スポーツ推進条例及び第2期スポーツ推進計画の素案について

⑥大分県文化財保存活用大綱の素案について

⑦教職員の懲戒処分について

(4) その他

3 警察本部関係

15：00～15：40

(1) 付託案件の審査

第128号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

(2) 諸般の報告

①政策条例の効果等の検証について

ア 大分県飲酒運転根絶に関する条例の取組について

(3) その他

4 協議事項

15：40～15：45

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

元吉委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として尾島議員が出席しています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件、並びに総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会から合い議のあった議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議のあった議案について審査を行います。

それでは、第116号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤教育長 初めに私から一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただき、改めて厚くお礼申し上げます。また、午前中には高校を調査いただきました。コロナの中、生徒が大変頑張っている姿を見ていただけたと思います。

本日は、合い議案件2件、付託案件2件、諸般の報告7件について説明、報告しますのでよろしくお願います。

加藤体育保健課長 議案書の16ページをお開きください。

第116号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、教育委員会関係分を御説明します。

お手元の文教警察委員会資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、今年度、公益財団法人大分県体育協会が大分県スポーツ協会に名称変更したことに伴い、必要な箇所を改正するものです。

改正箇所は、別表第1の大分県立武道スポーツセンター及び大分県立フェンシング場の備考欄にある公益財団法人大分県体育協会を公益財団法人大分県スポーツ協会に改めます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

続いて、福祉保健生活環境委員会から合い議のあった議案について審査を行います。

それでは、第122号議案大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

箕田学校安全・安心支援課長 第122号議案大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について御説明します。

議案書は23ページから27ページとなりますが、お手元の委員会資料5ページをお開きください。5ページに条例概要、6ページと7ページが条文の骨子です。説明は5ページの条例概要で行います。

1の条例制定の背景ですが、(1)にあるように、自転車活用推進法に基づく大分県自転車活用推進計画には、ヘルメット着用の促進や自転車損害賠償責任保険への加入促進など、総合

的な対策の必要性が盛り込まれています。

(2)の本県の自転車事故の特徴として、世代別では高校生の負傷者数の割合が高くなっています。

こうした条例制定の背景を踏まえ、2の条例の目的として、自転車の交通事故防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することとしています。

3の条例のポイントとして、まず(1)の県民総ぐるみによる自転車安全教育等の実施です。条例第9条では、関係者が自転車利用者へ安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育や啓発に努めるとしています。

次に(2)の自転車の交通事故防止・被害軽減対策です。第12条では、自転車利用時の安全上の措置として、夜間の反射材など被害軽減の器具の使用について努力義務としています。また、自転車通学生がヘルメットを着用することについても、努力義務としています。

次に(3)の自転車による交通事故被害者保護対策です。第13条では、交通事故被害者の保護を図るため、自転車利用者や保護者等は、自転車損害賠償責任保険に加入することを義務化しています。

4の施行期日は、県民への周知期間を考慮し、令和3年4月1日施行とし、自転車損害賠償責任保険に係る第13条及び14条の規定については、令和3年6月1日施行としています。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見等はありませんか。

馬場委員 ヘルメット着用の努力義務というところがありますが、現実、通学については、中学生は結構できていると思います。小学生も家に帰って乗るときにはヘルメットをかぶっている状況を見ます。高校生は余りかぶっている姿は見ない状況もあり、中学生も家に帰ってからはかぶっていないと。一般の私たちもなかなかかぶらない状況ですが、努力義務で中学校や高校への指導になるんですか。努力義務なので、

ヘルメットはできるだけかぶりましょうということになると思いますが、その辺の現状と、これからこの条例制定ができたときにはどう取り組んでいくのか。

箕田学校安全・安心支援課長 まず、小中学校、高校のヘルメット着用の現状です。通学生に関して言うと、まず、小学校はそもそも自転車通学がなく、中学校は別府などはありませんが、距離要件ということで自転車通学生が一定数おり、その自転車通学生は全て義務化されているので全員着用しています。

それから、この後、諸般の報告で詳細については報告しますが、高校、特別支援学校については、今回の条例の提案を受けて、来年4月からの全員着用に向けて、昨年、今年でモニターということで、着用している生徒が現在1,300人ほどいます。条例の制定を踏まえ、来年4月からは全員着用としたいと考えています。

それから、7ページの12条を御覧いただくと、ポツの二つ目に自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生のヘルメット着用について言及しています。その上の自転車利用者全体に反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他安全上の措置に努めるということで、この安全上の措置にヘルメット着用も入っています。自転車通学生以外についても、通常の学校教育活動管理下以外のときも着用するようになりませんが、特にその中でも登下校の時間の事故が非常に多いので、このように通学の児童生徒と明示しています。

堤委員 今の中身ですが、通学は来年4月から許可制ですから、これに違反した場合は、多分通学許可を取り消すとか何かあると思いますね。そこら辺は1回でだめとか、どうさせていくのか教えて。

箕田学校安全・安心支援課長 条例自体は努力義務ですが、この条例の実効性を高めるために、中学校までは自転車の許可要件の中にヘルメット着用が入っているので、県立学校については、高校、特別支援学校も同様に許可要件の中にヘルメット着用を規定します。

それから、罰則は各学校の判断となるかと思

います。安全を確保するために、もし着用していなければ指導することになりますが、ヘルメット着用モニターの事業をここ2年かけて丁寧に行っており、来年の全員着用に向け、準備を進めています。その辺は学校の各校長や保護者とも意見交換をし、一定程度の準備ができています。

清田副委員長 関連で、また諸般の報告であるかもしれませんが、努力規定であるが、ほぼ義務化と保護者も捉えているようです。所管が違うのは重々承知ですが、私立高校も同じような扱いになるのか、その点をお願いします。

箕田学校安全・安心支援課長 条例は県民全てが対象なので、当然私立学校も対象となります。

この条例制定に関し、関係団体との検討会議を生活環境部で年間4回ほど持っていて、私学協会からも出席いただいており、周知については私立学校でも進んでいます。県立学校では来年の全員着用に向けて準備をしてきたので、私立学校の理事長会に県立学校の取組を説明するとか、県の教育委員会と私立学校との意見交換の中でもお互いの共通理解を図り、同様の方向で検討を進めています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

尾島委員外議員 この条例では、教育委員会と言えども児童生徒に目が行きがちですが、所管が総務になるのかな、教職員も、当然自転車で通勤したり、自転車を利用したり、行動したりということがあると思います。児童生徒にきちっと指導するわけですから、まずは教職員に対する、あるいは教育庁職員に対する条例の考え方はどうなるのか教えてください。

箕田学校安全・安心支援課長 さきほど7ページの12条で説明しましたが、器具も安全上の措置に努める、その中にヘルメットも入っており、教職員についても同様に着用を努めるということですね。

既に教育庁職員については、来年度からの全員着用を目指すために、まず範を示す必要があ

るので、一昨年度から各所属には通知し、なるべく各自着用するようにと啓発を図っています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第127号議案工事請負契約の締結について執行部の説明を求めます。

山上教育財務課長 議案書32ページをお開きください。あわせて委員会資料の8ページをお開きください。

第127号議案工事請負契約の締結について御説明します。

予定価格が5億円以上の工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付することとされていることから審議をお願いするものです。

当議案については、県立豊学校校舎新築工事です。

工事の概要ですが、鉄筋コンクリート造4階建て延べ面積は4,687平方メートルとなっています。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は1億8,666万3,104円です。

工期は契約締結の翌日から令和4年2月10日までとなっています。

契約の相手方は、熊野・後藤総合建設工事共同企業体です。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから

質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第128号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

山上教育財務課長 議案書33ページをお開きください。あわせて委員会説明資料の9ページをお開きください。

第128号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についての第4条大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について御説明します。

1改正理由ですが、大分市羽屋区域において、住居表示が実施されるため、大分豊府高等学校及び大分豊府中学校の位置を改正するものです。また、位置表示に旧字体が使われていた大分雄城台高等学校と市道拡幅の用地買収により土地の分筆を行った臼杵高等学校についても、あわせて改正を行うものです。

2改正内容ですが、豊府高校と豊府中学校は、大分市大字羽屋600番地1が大分市花園3丁目3番1号となり、雄城台高校は、玉澤の澤を常用漢字に改め、臼杵高校は、地番に枝番が付き、臼杵市大字海添2521番地1となります。

3施行期日ですが、住居表示の実施期日である、令和3年1月16日としています。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 この臼杵高校の市道拡幅に伴う改正はどのような状況か、教えてください。

山上教育財務課長 平成13年1月に歩道設置を目的とした市道臼杵市の拡幅工事で、学校敷地の一部の2521番地を売却するため、分筆をして枝番が付けられたのですが、このとき分筆登記を臼杵市が行ったため、枝番が付与された認識が県側になかったことで、今回、この条例にあわせて全ての学校の位置を確認したところ、この分が訂正されていなかったので訂正するものです。

元吉委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、警察本部の審査の際に一括して行います。以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

渡辺教育人事課長 県教育委員会の障がい者雇用について御報告します。

委員会資料の10ページをお開きください。

障がい者雇用率の状況については、令和元年度は1.65%にとどまっていたましたが、令和2年6月1日現在の障がい者雇用率は2.47%となり、法定雇用率2.4%を達成することができました。

引き続き、正規職員等を採用するなど障がい者雇用の推進に向けて取り組みます。

簗田学校安全・安心支援課長 令和元年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について御報告します。

委員会資料の11ページをお開きください。

1にあるように調査対象期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日です。

まず2の暴力行為についてです。(1)の暴力行為発生件数の表の下から2段目が令和元年

度の件数です。小・中・高校の合計で、448件となっており、小学校が前年度に比べ111件の増となっています。(2)は暴力行為の種別ごとの件数ですが、生徒間での行為が最も多くなっています。

次に、3のいじめについてです。(1)のいじめの認知件数は、小・中・高・特別支援学校を合わせて1万1,407件で、前年度より51件の増となっています。(2)のいじめの解消率は、各校種の平均で、右から2列目にあるように83.8%となっています。

いじめの認知件数は、前年度に引き続き、全国平均に比べ高い数値となっていますが、これは、児童生徒のささいな変化を見逃さず、いじめを初期段階から認知し早期対応することが、各学校で定着してきた結果と肯定的に捉えています。

次の12ページを御覧ください。

4の小・中学校の不登校についてです。

(1)の不登校児童生徒数ですが、小・中学校合計で1,843人となっており、前年度より244人の増加となっています。(2)に不登校の要因を示していますが、上の段が小学校、下の段が中学校です。小・中学校ともに主な要因としては、右から2列目の無気力・不安など本人に係る状況が約半数となっており、そのほか、親子の関わり方などの家庭に係る状況、学校に係る状況としては、いじめを除く友人関係、学業の不振といったものとなっています。

次の13ページを御覧ください。

5の高等学校の不登校の状況です。(1)にあるように、不登校生徒数は618人で前年度より1人増となっています。(2)の不登校の要因は、小・中学校と同様に無気力・不安など本人に係る状況が最も多く、次いでいじめを除く友人関係、学業の不振といったものとなっています。

6は高校の中途退学者の状況です。(1)にあるように、中途退学者数は330人で前年度より158人の減となっています。中途退学の主な理由は(2)にあるように学校生活・学業不適応、進路変更といったものとなっています。

調査結果の概要は以上ですが、こうした結果を踏まえ、いじめをはじめとする問題行動や、不登校の未然防止・解決支援など、その改善に向けて取組を進めます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

馬場委員 2点あります。

障がい者雇用について、1.65%から2.47%ということで、どういう雇用が増えたのか。今年度の採用内訳が下に出ていますが、この部分が増えていったのか。不足数64人の増えた部分についてお願いします。

それと、不登校のところで、12ページの中学校の1,285人という人数が出ていますが、この中で、中学校3年生は何人ぐらいか教えてください。

渡辺教育人事課長 令和元年度を見ていただくと、障がい者数140人となっており、令和2年は障がい者数211人で、この差が71人で、10ページの下側、今年度採用内訳を付けています。

正規職員は、全体のうち7人で、なかなか正規では確保できないので、非常勤職員は新たに採用して全体で55人増えています。

それから、その他で、新規の転入等があった関係で、知事部局等との人事交流も含め、障がい者が増えており、それが9人で、全体で71人増えたことにより障がい雇用率が達成できました。

簗田学校安全・安心支援課長 中学校の不登校で1,285人のうち、中学校3年が488人で、1年、2年、3年と上がるごとにだんだん不登校数は多くなっています。

馬場委員 ありがとうございます。

障がい者雇用で、令和元年度の前の年は雇用率は達成していましたか。平成30年度はどのくらいだったか。

また、中学校3年生の488人の進路はとても心配です。時期的には今から3月までには決めていくでしょうが、今の段階ではまだまだ3年生の進路は決まっていない状況なのか、その

辺はまだつかみこなしていないかも知れませんが、進路についてはどのように捉えていますか。

渡辺教育人事課長 県教育委員会の障がい者雇用率は、平成30年度は1.49%でした。法定雇用率が2.4%で、大きく下回っている状況だったので、県で2か年で計画をつくり、令和元年度に取組を行いました。

また、労働局から話があり、再任用の臨時講師等も分母に含めることになったので、計画の見直しをして、その計画を基に障がい者の雇用に努め、今回達成できました。

箕田学校安全・安心支援課長 中学3年生の不登校の進路状況です。一番ここらあたりが心配になるところで、中学校3年生——高校を迎えるにあたり、ここが契機になるので、家庭におけるICTを活用した家庭学習支援を今年から始めましたが、やはり中学校3年生の利用が一番多く、そのほか県下6か所で補充学習教室などを行っています。こんなところを契機にもらい、それぞれ希望する進路の達成となっておりますが、不登校が高校になってもどうしても継続する場合があります。そういうときに爽風館高校の通信制で勉強することも選択肢としてありますし、私立学校でも不登校を対象としたコースなどもあり、そういったところを視野に入れながら進路選択している状況です。

堤委員 11ページの暴力行為、小学校の令和元年がやけに多いですね。対教師、対生徒間か、どういう状況でこんなに増えたのでしょうか。

箕田学校安全・安心支援課長 小学校の暴力行為について、全国的に低年齢化し増えています。

この辺りを調査していると、一因に、発達障がいでもどうしても感情をコントロールできない児童が、複数回行うことがあって、極端にいくつかの学校が前年度より大きく数字が跳ね上がっています。その状況を確認してみると、年度当初はそういう傾向があっても、校内で対応し、今年度は収まっています。

元吉委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありま

せんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、次に③と④の報告をお願いします。

箕田学校安全・安心支援課長 県立学校自転車通学生のヘルメット着用について御説明します。

資料の14ページをお開きください。

まず、1の方針ですが、さきほど合議案件として御審議いただいた、大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案において、自転車通学生のヘルメット着用の努力義務が規定されたことを踏まえ、県立高等学校及び県立特別支援学校自転車通学生のヘルメット全員着用を目指したいと考えています。

2の背景・理由として、高校生による自転車事故の件数は依然として多く、県立学校で年間250件程度発生しています。その約3割は頭部損傷事故ですが、頭部損傷は、死亡・重体・重傷事故につながる危険性が高く、全国の自転車死亡事故の6割強は頭部損傷によるものです。ヘルメット着用により、その致死率は約6割低下するとされています。

本県では、平成30年に大分市内で通学途中の高校生が自動車に追突され、脳挫傷で意識不明の重体となる事故が発生しています。他県の先行事例としては、愛媛県では、平成26年に2人の高校生が相次いで自転車事故で死亡したことを受け、27年度から高校生のヘルメット着用を自転車通学の許可要件とする方法で義務化しています。

3のこれまでの取組ですが、ヘルメット着用推進モニター事業、教職員・保護者・生徒との意見交換、生徒の交通安全意識向上に向けた取組などを行いました。

4のヘルメット全員着用の具体的な方法ですが、各学校において自転車通学の許可要件として規定することにより義務化を図り、県立学校については令和3年4月から適用したいと考えています。また、私立高校についても同様の取組が進むよう調整を進めます。

友成特別支援教育課長 大分県立高等特別支援学校（仮称）の開校に向けた準備状況について

御報告します。

委員会資料の15ページをお開きください。

まず、学校説明会についてです。9月から11月にかけては、県下各地で計8回の学校説明会を実施し、477名の参加がありました。学校の概要や特色などを説明し、参加された保護者からは、「ここまで就労を意識した学校はなかったの、ぜひ入学させたい」「新しい選択肢が増えてありがたい」との声をいただきました。

資料の16ページを御覧ください。

現在実施している校名募集についてです。校名を決定するにあたり、11月16日から12月25日まで校名案を公募しています。新しい学校の基本構想にふさわしい校名、響きや文字から夢や希望のある高等部生活がイメージできる校名、地域の人々から親しまれ、愛される校名、そうした校名案をお寄せいただきたいと思っています。来年2月には、校名候補について意見を聴取する開校支援委員会を開催し、その後、教育委員会にて校名候補を決定する予定です。

今後も令和4年4月の開校に向け、準備を進めます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

平岩委員 高等特別支援学校ですが、私は今まで考えていなかったけど、できたときには寮ができますか。それともみんな通ってくるようになるのか。

友成特別支援教育課長 高等特別支援学校については、非常に利便性のよい現在の聾学校の敷地内に設置します。原則、自宅からの自力通学も学習と捉え、通学できる生徒を対象に募集するように考えています。

元吉委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、次に

⑤についてです。

今回議長より、議員提案により制定された政策条例について、各常任委員会で効果等の検証を行うよう依頼がありました。

委員の皆さまには、事前に大分県スポーツ推進条例を配付しています。⑤について執行部より御報告いただき、検証を行いたいと思います。では、報告をお願いします。

加藤体育保健課長 まず、大分県スポーツ推進条例の効果の検証について御説明します。

委員会資料の17ページをお開きください。

本条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者、スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、平成30年3月に制定されたものです。

1条例に基づき実施している事業の概要ですが、条項に定めている主な施策等について、現在の取組状況等を記載しています。

第8条関係では、身近にスポーツを親しむことができる環境の整備として、昨年度、県立武道スポーツセンターが開館し、車いすアジアドリームカップ2019といった世界大会をはじめ、宗麟旗争奪全国少年剣道大会やマルちゃん杯九州少年柔道大会といった大規模大会を開催することで、県内外から20万8,521人の利用者がありました。

第9条関係では、児童生徒の体力の向上及び運動習慣の定着を図るため、体育専科教員や体育推進教員を配置し、実践的な取組を進めることで、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の全国順位が、平成29年度は、小学校5年生の男子5位、女子7位から令和元年度では、男子2位、女子4位となり、同様に中学校2年生の男子は8位から3位、女子が15位から9位といずれも上位に位置するようになりました。

第10条関係では、公益財団法人大分県スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団活動の推進

に取り組んでおり、令和元年度は減少したものの、前年度までは増加するなど子どもの数が減少する中で一定の成果をあげています。

第11条関係では、新たな運動部活動モデルの創出については、複数の学校が1か所で活動する拠点型部活動では、ラグビーとフェンシングを合計3地域で取り組んでいます。また、総合型クラブの指導者を活用するなどの連携については、バスケットボール等の種目を3地域で実施しています。

第13条関係では、国民体育大会に向け、競技力向上対策本部や各競技団体と連携した大分県選抜選手の強化に取り組んでおり、令和元年の第74回国民体育大会における天皇杯男女総合得点は921.5点となっています。

第14条関係では、総合型地域スポーツクラブを活用した転倒防止や認知症予防に効果がある運動プログラムの普及に令和元年度から取り組んでおり、令和元年度末の時点で、22クラブの54名が公認指導者資格を取得し、各地域で活動を行っています。

次に、2成果ですが、成人のスポーツ実施率等を指標として掲げており、これまでの取組により実施率は徐々に向上していましたが、本年度はコロナ禍の影響もあり低下しています。

次に、3課題及び4今後の方向性ですが、成人の実施率が全国平均を下回っていることから、総合型クラブの質的充実等により地域のスポーツ活動を推進し実施率の向上を目指します。また、コロナ禍で県民のスポーツ意欲が低下していることが懸念されるため、新しい生活様式を踏まえたスポーツの実施方法を検討し、展開していきます。

最後に、本年度実施した県民スポーツ実態調査の結果を分析し、現在策定作業を行っている第2期大分県スポーツ推進計画に反映することで、施策の総合的な推進を図ります。

続いて、第2期大分県スポーツ推進計画の素案について御説明します。

第2期大分県スポーツ推進計画素案を配付していますが、説明は委員会資料の18ページで行います。

素案の概要ですが、第1編総論を整理しています。ここは、前回委員会で骨子として説明しており、特に変更はありませんので、本日は、第2編各論について説明します。

委員会資料の19ページをお開きください。

施策の主な取組を一覧で整理しています。このうち、第2期計画で中心となる取組を太字表記しているため、今回はこの取組を中心に説明します。

まず、基本目標Ⅰ生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成です。

1 ライフステージに応じたスポーツの推進の(1) 幼児期・少年期におけるスポーツの推進のうち、スポーツ環境の整備・充実では、平成30年8月策定の大分県運動部活動の在り方に関する方針に基づき、持続可能な運動部活動スタイルの確立と、部活動改革に取り組めます。

2 誰もが気軽に取り組めるスポーツ活動の推進の(2) 女性のスポーツ活動の推進では、全ての女性がライフステージに応じてスポーツに親しむことができるよう、女性のスポーツ実施率が低いことなどを踏まえ、女性がスポーツに参画しやすい環境の整備をはじめ、役員への登用促進や指導者の育成を進めます。

3 総合型地域スポーツクラブの育成・支援・活用の(1) 総合型地域スポーツクラブの推進では、令和4年度から総合型地域スポーツクラブが、日本スポーツ協会に登録する新たな制度が導入されることを踏まえ、クラブの質的充実を支援し、クラブが地域のスポーツ振興の中核を担う組織として継続的に活動できるよう取り組みます。

次に、基本目標Ⅱ県民スポーツを支える環境づくりの推進です。

2 スポーツ活動の場の充実、(3) スポーツ施設の整備・充実と支援体制の整備のうち、県立スポーツ施設の維持・整備では、県民のスポーツ活動を推進する上で、県及び市町村が担うべき役割を検討するとともに、施設の在り方や必要性を調査・研究し、効果的、効率的な施設の維持・整備に取り組めます。

3 スポーツを支える組織や体制、仕組の充実

の(2)行政組織の連携とスポーツ関係団体の充実のうち、スポーツ団体と連携した安心・安全なスポーツ体制の確保では、コロナ禍の中でスポーツ活動が停滞したことを踏まえ、オンラインの活用等の新しい生活様式を踏まえた持続可能なスポーツ環境の確保に取り組みます。

次に、基本目標Ⅲ世界に羽ばたく選手の育成の(3)競技力向上に向けた発掘・育成・強化の推進のうち、関係団体と連携した一貫指導体制の構築では、競技力を継続的に維持向上させるため、長期的な視点に基づき、ジュニア期から個人の特性や発達段階に応じた指導を組織的・計画的に行うための体制構築に関係団体と連携して取り組みます。

次に、基本目標Ⅳスポーツによる地域の元気づくりの(3)ラグビーワールドカップ2019のレガシー継承のうち、ラグビー文化の定着では、大会の成果を一過性のものとせず、文化として定着させるため、小学校におけるラグビー授業の実施や中学校における拠点型ラグビー部の創設による競技人口の拡大などに取り組みます。

策定に向けた今後のスケジュールについては、パブリックコメントや学識経験者等で構成する大分県スポーツ推進審議会を経て、来年3月の完成を目指します。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑及び検証に入ります。委員の皆さまから推進計画や条例等の成果等に対して、質疑、御意見等はありませんか。

馬場委員 17ページの学校におけるスポーツ活動推進ということで、拠点型の部活動、総合型の連携部活動とありますが、どういうものか、詳しく説明してください。

加藤体育保健課長 まず、拠点型部活動は、人数が少なく、その学校単独での活動ができづらい生徒については、拠点の学校で部活動を実施し、その拠点の学校に行き、そこで部活動を行います。現在、大分市ではフェンシング部、別府市、豊後高田市でラグビー競技で実施しています。

総合型連携部活動とは、部活動の指導者、教

員が専門的な指導ができずにいる部活動に対し、地域の総合型のクラブの指導者が、そこに部活動指導員として連携して指導していく形です。

また、今後は学校の部活動を総合型と連携して、学校の外で行えるかどうかの取組についても調査研究していきたいと考えています。

元吉委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、最後に⑥と⑦の報告をお願いします。

木下文化課長 大分県文化財保存活用大綱の素案について説明します。

大分県文化財保存活用大綱(素案)を配付していますが、説明は委員会資料の20ページで行います。

大綱の基本方針は、地域とともに「活かして守る」大分の文化財としています。

大綱は、序章から第5章で構成しており、序章では大綱策定の背景と目的や、上位計画である大分県長期総合計画などの各種計画との関係を整理しています。

第1章では、大分県の歴史と文化、文化財の特色や地域に根づいた多種多様な石造文化財など大分県を10のテーマでつなげる文化財群の例示、人口の減少や少子高齢化など文化財を取り巻く課題を記載しています。

将来像と方向性として、知る・活かす・守るを文化財保護の三本柱として位置づけ、文化財を知ることで、文化財の価値を発見し、いかすことで、地域の活力を向上させ、守ることで、地域全体で文化財を守る仕組みが整い、文化財の継承につながると考えています。これら三本柱を循環させることで、文化財をいかに守る、持続可能な文化財保護体制の確立を目指しています。

また、文化財の保存と活用を図るための措置として、指定に至る調査の重要性や保存と活用の在り方、担い手の育成などを第2章で、地域計画作成などに対する市町村への支援や連携の

推進などについて第3章でまとめています。

近年では大規模災害の発生が多くなっているため、平時における防災・防火・防犯の取組や、発災時の対応の在り方、文化財防災ネットワークとの連携や復旧・復興への取組などについて第4章で記載しています。第5章では、県や付属機関などの体制や今後の体制整備の方針についてまとめています。

11月2日から12月1日までパブリックコメントの募集を行い、現在、いただいた意見を集約しています。今後、年末に開催する県文化財保護審議会や策定委員と協議を重ねながら、令和3年3月の完成に向けて取り組んでいきます。

渡辺教育人事課長 教職員の懲戒処分について御報告します。

資料の25ページをお開きください。

令和2年11月30日、県立学校における酒気帯び運転事案及び大分県立大分工業高等学校における体罰事案について関係職員の処分を行いました。

まず、酒気帯び運転の事案についてですが、大分市内の県立学校に勤務する男性教諭49歳を停職6月の懲戒処分としました。

概要ですが、同教諭は、令和2年8月29日土曜日午前2時50分頃、私用にて、大分市東大道2丁目8番10号付近道路において普通乗用自動車を運転中、警察官に停止を求められた際にアルコール検知を受け、呼気1リットル当たり0.35ミリigramのアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙されました。このことにより、同年11月11日に大分簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けました。

同教諭の行った行為は、平素、生徒に安全教育、遵法精神を指導する教育公務員として誠に遺憾な行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させたことは、地方公務員法第33条の規定に違反するものです。

次に体罰事案についてですが、大分県立大分工業高等学校に勤務する男性教諭48歳を減給10分の1、1月、同校男性校長59歳を戒告の懲戒処分としました。

概要ですが、同教諭は、令和2年9月に、同教諭が勤務する大分県立大分工業高等学校において、学級担任を務める生徒に就職試験で利用される適性検査に係る試験の答案を返却した際、就職試験で同適性検査が課される生徒は教室の前に出よう指示し、返却した答案の点数が一定の点数以下である生徒数人の頭を平手で1回ずつ叩きました。

また、令和2年10月1日木曜日、校則に反して携帯電話を使用した生徒を指導する際に、同生徒の頭を平手で10回程度叩きました。

上記事案を含めて、同教諭は、令和元年5月から令和2年10月にかけて、授業を担当する生徒19名に対し、注意するなどの際に胸をつねる、頭を平手で叩く等の行為を行ったものです。

同教諭の行った行為は、体罰を禁止した学校教育法第11条の規定に違反するものであり、高い倫理観が求められ、平素、生徒に人権の尊重及び法令の遵守を指導する教育公務員として誠に遺憾な行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させたことは、地方公務員法第33条の規定に違反するものです。

また、同校長は、御説明した体罰事案に加え、令和2年10月30日の新聞報道後に同学校で行った調査において、新たに1件の別の教諭が行った体罰が発覚するなど、体罰の指導が不十分でした。

同校長は、校長として、所属職員に対し体罰の防止を指導・監督する職責があり、全県あげて体罰根絶に向けて取り組んでいる中、これら教諭の体罰を防げなかったことは、その指導・監督が不十分であったと言わざるを得ず、その職責を怠ったことは、地方公務員法第32条の規定に違反するものです。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 酒気帯びの関係で、今これだけお酒の問題で事故が起きた又は酒気帯びの問題を取り上げられている。夜中の3時前でしょう。それで運転する自覚のなさというか。

当然、こういう事件が起きたときに、教育委員会とすれば謝罪するし、徹底しますと繰り返して言うけど、果たしてそれがどこまで教職員に浸透しているのか。やはりこれは油断ですからね。そういう徹底の仕方とはどういう形でされていますか。

渡辺教育人事課長 この事案は、8月29日の土曜日に事案が発覚し、その日、教育委員会で記者会見するとともに、翌日の8月30日に臨時の校長会を開き、その中で事案の概要を説明し、綱紀粛正、こういった飲酒運転をしないということで指導するように話をしています。

また、11月30日の懲戒処分を受け、臨時の校長会を開き、再度飲酒運転の関係で臨時の職員の服務研修をするように指示をしています。委員がおっしゃるとおり、こういった事案が重なり、大変申し訳ない限りですが、提起をしながら、再発防止に努めていきたいと考えています。

木村委員 諸般の報告6の20ページに六郷山とありますが、これは六郷満山じゃないかと思いますがいかがでしょうか。

それともう1点、21ページの日本遺産のところ、鬼が仏になった里『くにさき』の中で玖珠町とありますが、これは国東市の間違いなので、これも訂正をお願いします。

木下文化課長 御指摘ありがとうございます。

六郷満山と六郷山ですが、基本的に六郷山というのが正式な名称で、六郷満山会とか、寺院全体の会ときは六郷満山という形で使っています。文化財的인 경우에는六郷山を使うのが歴史的流れなので使い分けていきたいと思いません。

それから、さきほどの御指摘については、間違いを訂正します。

元吉委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

平岩委員 2点ありますが、今年はコロナの関係でいろんな行事ができなかったから、子どもたちに大変な苦勞をさせた年だったなと思います。今、それぞれの学校が来年度の行事予定を組んでいる時期だと思います。この状況だから難しいですが、学校裁量に任せて校長の判断でやられるのか、それとも何か方向性があるのかが1点。

もう1点は、教員の世代交代が行われ、若手がどんどん増えているのが現実的にあると思います。先輩が辞めていき、若手が増え、若手の人たちが将来的に大分県の教育を背負っていかなければならないのですが、この若い人たちがこれからの学校現場を支えるために何が必要で、どういうことに力を入れているのかをお聞きします。

三浦高校教育課長 高等学校においても本年度、コロナ禍の中で、行事について昨年度と同じように行事が実行できないというようなこともあり、それぞれ工夫しながら行事をしたり、縮小したりしています。

今年度、例えば体育館に一斉に集められない場合は、各教室でオンラインを使って配信する工夫をしています。

前年踏襲を基本的に考えている学校については、今年度、逆に新しい考え方、アイデアを出しながら、どうやったら実効性のあるものにできるか、各学校で作成しています。

県教委としてもいろんな相談には対応しますが、個々の学校の事情が違う部分があり、基本的には学校でアイデアを出しながら、次年度の計画も進めています。

内海義務教育課長 小中学校についても、行事、特に体験的な行事の縮減に伴い、子どもたちの自己有用感を育成する機会が少なくなったのではないかという危惧を持っています。

来年度の行事は、基本的に各学校で考えていくこととなりますが、カリキュラムアレンジメントの指導において、学校で育てたい資質能力を踏まえた上で行事の精選をして打ち出し、指導、助言をしています。

友成特別支援教育課長 特別支援学校についても、今年運動会、発表会等、その状況に応じて密を避けながら様々な工夫をし、実施しました。例えば学習発表会だと3日間に分けて実施しました。

次年度については、もちろん学校長の裁量になっていきますが、状況も踏まえながら、どういったやり方が一番いいのか、随時相談を受けながら進めていきたいと思っています。

渡辺教育人事課長 大量退職、大量採用の中で、大きく人が入れ替わる、特に小学校についてその辺の状況が顕著で、来年度小学校の採用予定者は199人ですが、半数を超える者が新卒、新規採用です。社会人経験が非常に乏しい部分があり、県、学校組織等をあげて取り組んでいます。いろいろな部分で報告、連絡、相談が社会人としてできる形で育成していきたいと考えています。

そういったこともあり、このコロナ禍の中ですが、今週末、土日で新規の採用予定者全員を対象に採用前研修を行います。社会人の基本的なものも含め徹底し、新卒者についても、学校に入って戸惑うことがないように、また、組織的な対応がきちんとできるように育成を図っていきます。

米持教育次長 行事のことですが、今年コロナ禍の下、行事の短縮が見られました。制限がかかって県外に行けないと修学旅行もありません。いくつかプラス面と言うか、今後役に立ちそうな話が三つあったので簡単に説明します。

一つは、佐伯の学校の運動会が、これまでの1日開催から半日開催になったそうです。この後の子どもたちの「非常によかった」「やることが明確で達成感があった」という感想を先生が聞き、感激したということでした。非常に多かった種目が精選されたお陰で、子どもが自分で何に頑張ればいいのかがよく分かって、達成できた実感を先生も改めて気が付いたということです。つまり1日やることの良さもあったのですが、半日の良さも分かったということが一つ。

また、小・中学校の修学旅行についてです。

これも佐伯の話ですが、これまで県外で見学とか遊園地に行っていたのを、宇佐市安心院で、農家の方と触れ合って農業体験——お昼御飯の野菜を収穫して、一緒に調理をして食べて別れたということです。そこで非常に家庭的な体験も一緒にでき、別れ際には涙、涙だったという話です。つまり、これまで修学旅行でそういう場面に出くわさなかった。県内に非常にいい資産がある、人がいるということ、それで今後の修学旅行も見直さなきゃならないということに学校が気が付いたということです。

最後に、国東の中学校が、2泊3日の行程の1日目、2日目を使って、天瀬の被災地を訪れて、地域の方の話を聞いて、泊まった次の日は実際に現地に行ってみ学し、そこで自分たちの感想をまとめました。テレビを御覧になった方はお分かりだと思いますが、国東地域も被災したことがあるので、これまでの自分とつないで、これからのことを考えられたということでした。

いずれにしても、これまで何となくやってきた行事がよりシャープに鮮明に見えてきたのではないかということで、これから参考になるのではないかと思います。

内海義務教育課長 若手教員の育成について、学力向上支援事業で、今年度から授業力向上アドバイザーを県内に43人ほど配置しています。これは採用2年目から5、6年目ぐらいの若手教員に対し、再任用教員も含めてベテランの指導力のある教員に授業とか学級経営、生徒指導といったものを指導してもらいます。

授業力向上アドバイザーは、模擬授業とか、模範授業、それから、実際に授業を見ながら、個に応じた指導や支援をし、きめ細かな指導をしています。

平岩委員 ありがとうございます。

米持次長が言われたことを私もたくさん聞きましたし、形は変えてもいいんだなと感じました。大分にこんなすばらしいものがあると逆に再発見したとも聞き、その視点が大事なんだなとつくづく思いました。

もう1点は、授業力向上支援アドバイザーは機能していると思いますが、例えば、学校の中

で若い人たちが悩んでいることを先輩に相談するとか、その時間的なゆとりが本当に取れない。ぎりぎり授業が詰まっっていて、その後、会議をして、その後も教材を持って帰って、自分でつくらなきゃというのを見ていたら、私はもう少し若い人たちが育つための環境整備が必要じゃないかなとつくづく思います。また、このことは別の機会にお話をゆっくりさせていただきたいと思います。

馬場委員 1点だけ、昨日大分県で新型コロナウイルス感染状況が19人で、マックスになったと思います。第1波のときですか、電車で通学する生徒のバス輸送が実施されました。学校の中ではまだクラスターが発生していませんが、状況的にはかなり感染が広がってきている中で、例えば、バスで通学した前回の取組みたいなことは考えられていないのか。そういう声をかなり聞きました。別府から大分に通っている生徒とか、また、これから大学入試、高校入試も始まってくるので、その辺は状況的に検討されていないのかどうか。電車が一杯でぎゅうぎゅう詰めになっていて、かなり密になっているという部分もあるでしょう。

山上教育財務課長 今の現状について、予算的には9月議会で御承認いただいたので、また同じ状況で必要になれば、予算としては準備しています。

三浦高校教育課長 第1波のときに生徒の通学のためにバスを使いました。

今後も状況判断で、例えば全県的な臨時休業が行われたり、分散登校が行われたりを勘案しながら、また検討していきたいと考えています。

元吉委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ないようなので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

執行部が入れ替わるので委員の皆さまはしばらくお待ちください。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

元吉委員長 これより、警察本部関係の審査を行います。

また、本日は、委員外議員として尾島議員に出席いただいています。

それでは付託案件の審査を行います。

第128号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について執行部の説明を求めます。

竹迫警察本部長 警察本部長の竹迫です。

初めに私から一言御挨拶を申し上げます。

令和2年も残すところあと僅かとなりました。文教警察委員の皆さま方には、今年1年大変お世話になりました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、職員の感染防止はもちろんのこと、県民の皆さまへの感染防止にも気を配るなど、通常とは異なる非常に厳しい中での職務執行でしたが、日本一安全な大分を実現するため、職員一丸となって諸活動を推進してきました。

また、来年には、延期となった東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、県内においても聖火リレーが実施されることから、警備諸対策には万全を期す所存です。元吉委員長をはじめ委員の皆さま方におかれては、引き続き、県警察への御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では、付託案件として、警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について審査いただき、その後、諸般の報告において、政策条例の効果等の検証として大分県飲酒運転根絶に関する条例の取組について説明します。

それぞれについては、担当部長から説明するのでよろしくお願い申し上げます。

森實警務部長 議案書の33ページをお開きください。

第128号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について御説明します。

県下15警察署の管轄区域については、警察署の名称、位置及び管轄区域条例別表中に、警察署ごとに管轄する市町村名を規定しており、大分市内の大分中央、大分南警察署等について

は、関係する大字名等も含めて規定しています。

今回、各警察署の管轄する地域自体の変更はありませんが、大分市大字賀来や大分市大字田原等の各区域の一部が、それぞれ大分市賀来新川1丁目や木上台1丁目等の新たな町の区域として画されることに伴い、大分中央、大分南警察署の管轄区域の名称を一部改正するものです。

具体的な場所については、資料1ページ、警察署の管轄区域の改正についてを御覧ください。

大分中央警察署の管轄区域については、JR南大分駅南側及びJR古国府駅南側の区域、大分南警察署の管轄区域については、大分市立植田小学校北側の区域が変更されることとなります。

改正条例の施行期日については、町名の変更実施日である令和3年1月16日となります。

あわせてお手元の資料2ページ、公の施設的位置表示変更についてを御覧ください。

公の施設である大分県婦人相談所、大分県婦人寮、大分豊府高等学校、大分豊府中学校及び県営リバーサイド花園住宅の位置の表示が変更されることから、県の福祉保健部、教育委員会及び土木建築部が所管する条例についても改正を行います。

本件については、福祉保健部、教育委員会及び土木建築部が常任委員会の場で御説明の上、議案を御審議いただきます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に御質疑等もないので、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会の回答は、いずれも原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、教育委員会の審査でも行いましたが政策条例の効果等の検証についてです。

委員の皆さまには、事前に大分県飲酒運転根絶に関する条例を配付しています。執行部より取組等について御報告いただき、検証を行いたいと思います。

では、報告をお願いします。

木村交通部長 政策条例の効果等の検証について、大分県飲酒運転根絶に関する条例の取組について御説明します。

最初に、大分県飲酒運転根絶に関する条例の制定等の経緯について説明します。

資料3ページの1条例制定等の経緯を御覧ください。

飲酒運転により、平成11年に東京都の東名高速道路で発生した幼児2人が焼死した交通事故、平成18年に福岡県海の中道大橋で発生した幼児3人が溺死した交通事故等を契機として、国民の飲酒運転根絶機運が高まり、平成13年に危険運転致死傷罪の新設、平成14年に政令数値を0.25ミリグラムから0.15ミリグラムへ引下げ、平成19年に飲酒運転及び助長行為の厳罰化、平成21年に飲酒運転に関する行政処分の引上げなど、対策の強化が進められました。

こうした情勢の中、本県では、全国に先駆け、平成19年7月に飲酒運転のない安全で安心して暮らすことができる県民生活の実現を図ることを目的に、県、県民及び事業者が一体となって、飲酒運転を根絶する活動の推進を規定した大分県飲酒運転根絶に関する条例が制定されました。

県警察としても、取締りの強化はもちろんのこと、飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故の実態について積極的に広報するとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深める交通安全教育を推進するなどの諸対策を講じてきました。

具体的な取組状況については、資料3ページの2広報啓発活動推進状況を御覧ください。

県警察では、県や関係機関と連携し、チラシやポスター、卓上のれん、卓上カレンダーなどの啓発品を製作の上、街頭活動や交通安全教室などを通じて配布するほか、テレビ、ラジオ、新聞、SNS等のあらゆる広報媒体を活用することで、県民一人一人に飲酒運転根絶の気運を高めるよう努めています。

昨年12月には交通部、生活安全部、カラオケ配信業株式会社エクシング（JOY SOUND）と飲酒運転根絶及び犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定を締結し「飲んだらのれん」のカラオケ配信や映像を流す等の取組も実施しました。

資料3ページの3飲酒運転事故の発生状況を御覧ください。

法改正による厳罰化や条例に基づく県や関係機関団体等との広報啓発活動等により、飲酒運転に起因する交通事故は、平成18年に108件であったものが翌年には、ほぼ半減するなど一定の成果を収めています。しかしながら、平成27年には28件まで抑え込んだ飲酒運転の事故はその後、横ばい状態であり、平成30年からは、僅かですが増加傾向に転じているほか、飲酒運転による交通死亡事故も毎年発生しています。

資料3ページの4飲酒運転取締り状況を御覧ください。

飲酒運転の検挙件数については、平成18年に1,421件あったものが、各対策の強化により、翌年には598件になるなど、大幅に減少しました。しかしながら、過去5年間の飲酒運転の検挙件数を見ると、毎年200件を超えているほか、飲酒運転による逮捕者も後を絶たない状況にあるなど、依然として飲酒運転の根絶には至っていません。

飲酒運転の根絶に向けて、本年は、警察署管内の飲酒運転実態を詳細に分析し、より実施効果の高い時間帯、場所を選定して計画的な一斉検問やパトカー等によるミニ検問を実施するなど、飲酒運転の取締りを強化しています。

また、11月20日金曜日から12月20日日曜日の期間で県交通安全推進協議会主催の飲酒運転根絶キャンペーンが行われますが、県警察では、この間、県内全域にパトカー及び警察官を動員しての街頭活動や本部員と各警察署員が共同した大規模検問を実施します。

県警察では、飲酒運転根絶に向けて、今後は県や関係機関との連携をさらに強化して広報啓発活動や交通安全教育の充実強化に努めていくとともに、今まで以上に夜間の飲酒検問等を行います。

そのほか、県警察のホームページ等を通じて、飲酒運転に関する通報や相談ができるよう情報入手の強化にも取り組んでいきます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑及び検証に入ります。委員の皆さまから条例の成果等について質疑、御意見等はありませんか。

木付委員 今年はコロナの影響で、ホール等に集まる交通安全大会が国東市でも中止になりました。各地でそういう大会が中止になったか、延期になったか分かりませんが、啓発の場がなくなっています。それに代わる方策、取組はどうですか。

木村交通部長 委員が御指摘のとおり、コロナの関係で交通安全の行事等、中止とか縮小が続いており、県警としては、それに代わるものとして、市ごとにケーブルテレビがあるので広報素材を提供しています。警察本部でも交通機動隊等を中心に取締りの情報とか、その時々で事故防止に気を付けていただきたいとSNSで発信しています。

志村委員 飲酒運転の件ですが、2種類あるということですね。お酒を飲んで運転して帰る人と、翌日、抜けたと思っていたが、アルコールが残っていて検挙された。この割合はどうですか。

木村交通部長 詳細な統計がないので、どれぐらいの割合かは即答できませんが、先般、確かに二日酔い運転が同じ日に2件ほど被疑者を逮捕したと新聞等でも出ており、多いのも事実です。

それについても、お酒を飲んだらどれくらい覚めないのかという研究の結果などもあります。大体1回飲むと8時間とか、たくさん飲めば、朝起きても残っている結果も出ているので、それも含めてお知らせしていきたいと考えています。

志村委員 お酒が残る体質もあると思いますし、決して悪質ではないと私は思っていますが、疑いがあればきちっと検査をして、運転しないことが正しいと思います。

私ども県議会議員は、全員実はアルコールチェッカーを自分たちの慶弔費で買って、自分で気になれば全部自宅で測っています。

そこをどう広げるかですね。どうしても深酒をする人は、翌日に測ることを促進するため、企業を通じて全社員に徹底するとかをしないと、0.15とか0.2とか言ってもアルコールが残っている度合いが分からないですね。はっと息をして、ああ、酒臭いなど言うのか、あるいは臭いがなくても残っていることだってあるかもしれないので、アルコールチェッカーを企業としてどのように普及して利用させるか。必ず測って、0.15ミリグラム以上はタクシーで来ることを決めている企業もあるようなので、企業とどう連携するかをいろんな方法で御検討いただければと思いますが、どうでしょうか。

木村交通部長 今企業等を通じた啓発についてアドバイスをいただきました。今年は交渉できなかったのですが、安全運転管理協議会を通じて、資料を提供したり、あっせん等についてしっかり働きかけていきたいと思っています。

元吉委員長 私から一ついいですか、関連で。

大変いいお話だったと思いますが、市報などに載せてもらうのは非常に有効だと思います。

それと同時に、我々は検知器を議会で買ったから大丈夫だと思いますが、いろんなメーカーから出ています。アマゾンでもいくらでもあります。一般の方はその精度が不安だと思います。警察がこれとこれはいいいですよとは言えないかも分かりませんが、何となく分かるような写真を載せるとかしないと、これは買って大丈夫かなと非常に不安があると思うので、そこら

辺も含めて。会社だけに限らず、市報に載せてもらうことで、お酒を飲む人が一つ持つておこうかなとなるのじゃないかと思います。

私なんか酒飲みだから、議会で買う前から実は持っていました。だから、志村委員の言われる啓発活動は非常に有効だと思うので、よろしくをお願いします。

堤委員 コロナの関係で、最近、自粛で外に出なくなりましたよね。自宅で飲まれる方が結構増えて、外に飲みに行くなら最初からタクシーで行って、タクシーで帰るといった気持ちで行きますからね。そういう点からすると、さっきの大規模な取締りとかパトカーの巡回もかなりいいと思います。自宅で飲んで、ちょっとコンビニにつまみを買に行こうかと車で行くとかは、本人の自覚の問題が一番大きいので、やはり取締りで警察が回っている、常に見せることは絶対必要だと思います。

だから、大規模な取締りもいいけど、路地で止めるとか、パトカーのランプを点灯するとか見せる飲酒防止——防犯だけではなくて、そういうことに力を入れる方がいいのではないかなと、本当に思います。そこら辺どうですか。

木村交通部長 今、路地でももっと姿を見せたらどうかという話でした。ちょっと警察用語で分かりにくかったかと思いますが、さきほどの説明の中で、ミニ検問というのが正に委員が言われたそれです。ちょっと狭い路地でも可能で、パトカー1台に2人しか乗っていません。夜間パトロールで毎日回っているパトカーがあるので、そういった組が過去どんなところで飲酒運転があったか分析して、短時間でもやって、警察が検問していますよと。音だけじゃなくて、車を止めて、飲酒運転の取締りもやっていると見せる活動の一つでも増やすように署に指示しています。

それと、大きい検問では本部からも応援に行っていて、40人、50人でやっています。両方組み合わせてやっていきたいと考えています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸

般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

堤委員 商業施設の障がい者用駐車スペースは以前からいろいろ問題になって、管理者である経営者が注意せにやいけないけど、例えば、免許切替えの講習会の中できちっと話をする。この啓発も必要と思いますが、そこら辺はどうですか。

木村交通部長 パーキングパーミット、大分あったか・は一と駐車場利用証制度の話だと思います。これは今県内に大体1, 200か所ぐらいで、許可を取っている人は3, 500人ぐらいいます。

以前から常任委員会でも、そういう安全教育をもっとやるべきじゃないかとアドバイスをいただいて、運転免許センターで免許更新のときの講習でやっており、また、講習室の中にポスターなどを貼って、体が不自由な方、障がいのある方とか高齢者の方が使うところなので、適正に使ってくださいと繰り返し啓発しています。

平岩委員 交通安全のことで、交差点のところにコンビニがあるところが多いですよね。私はいつも見かけますが、朝とか夕方とか、ショートカットしていく車が非常に多くて、危ないなと。私なんかもコンビニに行くときは気を付けますが、あれは何か取締りができないんですか。

木村交通部長 コンビニが交差点の角にあって、信号が赤で、近道するためにショートカットすることを、一般の人はコンビニワープと言っています。これについては、そこを通ることだけでは、道路じゃないので、道路交通法の適用がありません。出入りするときに歩道があって、歩道の手前で一時停止しないとかはあるかもしれませんが、一般的にはなかなか取締りにはなじみません。

それで、今年宇佐の焼き肉屋の駐車場で、子どもがはねられて亡くなるという事故があったので、やはり駐車場対策はメニューの中に入れてやっています。その一つとして、コンビニも角にあるところがそういう事例等も見受けられるので、経営者の方に協力を求めています。今、何々販売中とか、肉まん、あんまんとか書かれ

たのぼり旗がありますよね。そういうのをうまいこと置くことによって、通り抜けできないようにお願いしたり、駐車場の中での事故を防ぐため、駐車枠の引き直しとか、駐車場の中でも気を付けてくださいねというようなポスターを作ってお店に貼ってもらったり、いろんな活動をやっています。

平岩委員 ありがとうございます。

腹を立てていてもしょうがないからと思って見っていますが、やはりお店はあまり啓発していないなと思うので、みんな利用者は神様だみたいになるし、お店に寄るのかなと思ったら、そうじゃなくてショートカットしています。何か少しでも軽減できればなと願っています。

志村委員 文教警察委員で久しぶりに視閲式の御案内をいただきました。今までずっと城址公園でやっていましたが、今年は警察学校です。何か特別な理由があったのでしょうか。やっぱり視閲式は日頃の訓練の点検ももちろん、士気高揚等もあるでしょうけれども、出初め式と同じように、県民の方に日頃の県警の活動を御覧いただくということでは、やはり人の集まりやすいところで行うのも大事なことはないかなと思いますが、今年に限ってでしょうか。それとも今後はどこか公共の場での開催を考えているのでしょうか。

竹迫警察本部長 御指摘いただいたとおり、視閲式は県民とも接する一つの大きな場と考えており、今年については、曜日を変えて行いました。

来年については、コロナウイルス感染症の関係があり、例外的に警察学校でと考えていますが、日本一安全な大分については、県民と協力して初めて成り立つので、落ち着けば1人でも多くの方に来ていただいて、接点を広げていきたいと思っています。

元吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければ、最後に交通部長にお願いです。信号のない横断歩道のところで、歩行者優先で止まれと、歩道があるところは徐行しなさいと道路交通法で決まっています。前の委

員会でも私が言ったと思いますが、現実にもそういう認識が大分県のドライバーにないと。全国を見ても成績が悪いので、それをやろうということになったと思います。早速、切符を切られた県議もいて、話を聞くと、反対側に立っていた。何か知らないが呼び止められたので、何だろうと思って行ったら、横断歩行者妨害と言われたそうです。取締りはいいですが、今年度からそれを強化させるという話が出ました。先に県庁の前の道路を徹底してやれという話があったとも聞きましたが、ここはいいです。飛ばしていないから。即やってもいいと思いますが、例えば、周辺部は横断歩道がいっぱいあります。時速40キロメートル、50キロメートルで行っているのに、歩行者が立っていたから、急ブレーキをかけて止まらにやいかんということになりますよね。そのときに急ブレーキをかけるのは危険だなとやってやり過ぎたときにどうなるのかを聞きたい。

例えば、それで止まるなんて思ってもいないので、後ろの車がどーんと追突した。歩行者は渡り出した。後ろから追突されて、止まった車は横断歩道を歩きよる人をはねてしまった。あるいは対向車は意識がないので、横断歩道を渡りよったら対向車にはねられた。私は大事故が起こる危険性を物すごく心配しています。

確かに私たちは横断歩道では止まります。頭を下げて渡った人はお礼を言って、非常に気持ちがいいです。ああ、これは止まって良かったなと思います。

ただ、現実にもこれを一気に取り締まって、切符を切つてと。そんなら、取り締まられた人は、何かあれは切符の点数取りかという感覚ですよな。

切符を切られた人は気を付けるから、今度立っていたら止まります。急ブレーキでも止まります。そうしたときに、2次災害の事故が起こったとき、大変な事故になるのじゃないかなと本当に心配しています。

お願いは、警察官だけでは足りないでしょうから、期間を置いて、例えば来年何月から横断歩道歩行者優先の取締りを徹底させますという

ような内容でもいいし、交通指導員とか地域の皆さんに啓発して、これは止まらにやいかんのだな、これから違反切符を切られるなというのを分からせてやらないと思っています。そこから辺をもっと徹底してもらいたいなど。

取締りはじゃんじゃんやってもらいたいですが。ただ、切符を切らずに指導で止めて、この次、切符を切るぞということで、人が立っていたら止まらにやいかんのだという意識を持たせないと、大事故につながったときにどうするのかと。

特に我々宇佐とか、大分でも端々はそうですよね。普通どおり走っていたところ、もしそういう事故があって、自分は止まったわ、さきほど言ったように、対向車は意識なく、渡ってきた人をはねてしまう事故は起こり得ると思うんですよね。交通ルールを守らせるために、そんな事故が逆に起こる可能性があるのではないかなと。

ぜひ啓発活動を1年間ぐらい徹底してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

木村交通部長 横断歩行者妨害の取締り——この横断歩行者妨害というのは、今、委員長から話があったように、歩行者をはねると、重傷若しくは死亡事故につながるおそれがある非常に危険な違反です。以前から計画的に取締りを各警察署で行っています。

近年は特に死亡事故の中身を見ると、道路横断中に歩行者がはねられる事故、この死亡事故の占める割合が非常に多いです。これを防止するため、県警では取締りだけではなく、テレビのCM、去年は指原莉乃さんに出てもらい、今年はお笑いコンビを使って、広報、啓発などもやっています。

さきほど志村委員からも話があったように、やはり企業、特に自動車関連の企業の協力を求めるため、今年、県と県警と交通関係事業所で構成する「思いやりの運転県おおいた」といった推進会議を立ち上げ、横断歩道における歩行者の優先の周知にも取り組んでいます。

それと、委員長御指摘のように、街頭におけるドライバーの指導、警告を歩行者の優先を意

識付ける意味で極めて効果的だと認識しています。ですから、危険性の低いものについては、早朝、夕刻における街頭指導とか、取締りの現場において指導、警告を行っています。

ただ、歩行者妨害は、さきほども申したように非常に危険な違反なので、例えば、歩行者が横断歩道を渡っているのに、それを妨害するような形で直前を通過したり、渡ろうとして手をあげているのに、それを無視して通過するような車については検挙しています。

また、取締りに伴い、本当に取締りしたことによって事故が起こっては本末転倒なので、そこは前後の車の状況などを見ながら、笛を吹くタイミングとか、止める位置などを考えてやっています。

今後も街頭における指導取締り、それと各種メディアを活用した広報、啓発、横断歩道における歩行者優先の徹底を図っていきたいと考えています。一生懸命やりたいと思います。

竹迫警察本部長 今、交通部長から御説明したとおりですが、さきほど委員長から御指摘あったとおり、なかなか法律の周知が進んでいないところに原因があると思います。

実態としては委員長のおっしゃるとおりですが、一応道路交通法上には、横断歩道等に接近する場合の義務ということで、車両等は横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等の直前で停止できる速度で進行しなければならないとなっています。横断歩道に誰もいなくても50キロメートル、60キロメートルで侵入するのは、そもそも道路交通法にも違反する行為です。実際、御承知かと思いますが、横断歩道の50メートル前からダイヤモンド——この先に横断歩道がありますよというマークがあるので、それを見たら横断歩道があるんだなど。万が一、歩行者が来たとき、止まれるような速度で行かないといけないんだなどということについて、なかなか周知が進んでいないというのもあります。そういうものを周知するのと、横断歩道のマナーアップ運動というところで、委員長から話があったとおり、渡った後にきちんと礼をしていく。こういうマナーアップをすれば、運転者の

側も法律の周知とともに、今度もまた譲ろうと思っただけのような、非常にやさしい大分県になると思うので、そういうところを取締りとあわせてやっていきたいと思っています。

元吉委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それではほかにないようなので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後協議を行うのでこのまま御着席願います。

〔警察本部、委員外議員退室〕

元吉委員長 初めに、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので所定の手続を取ることとします。

この際、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別にないようなので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。